

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 第一条関係

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 対立抗争時の事務所の使用制限等（第十五条―第十五条の三）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（指定）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該暴力団を代表する者又はその運営を支配する地位にある者（次条、第九条、第十二条の二第一号、第十五条の二第一項及び第十五条の三において「代表者等」という。）の統制の下に階層的に構成されている団体であること。</p> <p>第四条～第八条（略）</p> <p>第二章 暴力的要求行為の規制等（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 対立抗争時の事務所の使用制限（第十五条）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（指定）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該暴力団を代表する者又はその運営を支配する地位にある者（次条、第九条及び第十二条の二第一号において「代表者等」という。）の統制の下に階層的に構成されている団体であること。</p> <p>第四条～第八条（略）</p> <p>第二章 暴力的要求行為の規制等（略）</p>

第三章 対立抗争時の事務所の使用制限等
(事務所の使用制限)

第十五条 (略)

(指定暴力団の代表者等の損害賠償責任)

第十五条の二 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団と他の指定暴力団との間に対立が生じ、これにより当該指定暴力団の指定暴力団員による暴力行為(凶器を使用するものに限る。以下この条において同じ。)が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2) 一の指定暴力団に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生じ、これにより当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員による暴力行為が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときも、前項と同様とする。

第十五条の三 指定暴力団の代表者等の損害賠償の責任については、前条の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

第四章 加入の強要の規制その他の規制等

(略)

第五章 暴力追放運動推進センター

(都道府県暴力追放運動推進センター)

第三十一条 (略)

一 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人

第三章 対立抗争時の事務所の使用制限

第十五条 (略)

第四章 加入の強要の規制その他の規制等

(略)

第五章 暴力追放運動推進センター

(都道府県暴力追放運動推進センター)

第三十一条 (略)

一 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された民法(明治二十九年法

であること。

二・三 (略)

259 (略)

第三十二条 (略)

第六章 雑則

(略)

第七章 罰則

(略)

別表 (第二条関係)

一・二 (略)

三 刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第二編第五章、第七章、

第二十二章、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一

章から第三十三章まで、第三十五章から第三十七章まで及び第

四十章に規定する罪

四5八 (略)

九 証券取引法第八章に規定する罪

十5十八 (略)

十九 港湾運送事業法 (昭和二十六年法律第百六十一号) 第五章

に規定する罪

二十 投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第

百九十八号) 第五編に規定する罪

二十一5二十三 (略)

二十四 出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十

九号) 第九章に規定する罪

律第八十九号) 第三十四条の法人であること。

二・三 (略)

259 (略)

第三十二条 (略)

第六章 雑則

(略)

第七章 罰則

(略)

別表 (第二条関係)

一・二 (略)

三 刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第二編第五章、第七章、

第二十二章、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一

章、第三十二章、第三十五章から第三十七章まで及び第四十

章に規定する罪

四5八 (略)

九5十六 (略)

十5十六 (略)

十一5十六 (略)

十二5十六 (略)

十三5十六 (略)

十四5十六 (略)

十五5十九 (略)

二十五 (略)

二十六 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第九章に規定する罪

二十七、三十二 (略)

三十三 外国証券業者に関する法律第五章に規定する罪

三十四 (略)

三十五 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第九章に規定する罪

三十六・三十七 (略)

三十八 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第七章に規定する罪

三十九・四十 (略)

四十一 (略)

四十二 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第五編に規定する罪

四十三 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)第六章に規定する罪

四十四・四十五 (略)

四十六 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第七章に規定する罪

四十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第八章に規定する罪

十九の二 (略)

二十、三十五 (略)

二十六 (略)

二十七・二十八 (略)

二十九・三十 (略)

三十の二 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)第六章に規定する罪

三十一 (略)

三十一の二・三十二 (略)

第二条関係

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表（第二条関係） 一～三十九（略） 四十～四十六（略） 四十七 信託業法（平成十六年法律第 号）第八章に規定する罪</p>	<p>別表（第二条関係） 一～三十九（略） 四十 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第六章に規定する罪 四十一～四十七（略）</p>